

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号) (本則関係) . . . . . 1
- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (附則第二項関係) . . . . . 3

改 正 案	現 行
<p>（内閣総理大臣への権限の委任）</p> <p>第二十四条 法第五十八条第一項各号に掲げる主務大臣の権限（同項第二号に掲げる主務大臣の権限にあつては、法第五十三条第二項に規定する調査事務に係るものを除く。）のうち基金の業務に係る損失の危険の管理に係るものは、内閣総理大臣に委任する。ただし、主務大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p> <p>第二十五条 法第五十八条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限は、九州財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の権限で法第五十七条第一項に規定する受託者の事務所（以下この条において「受託者事務所」という。）に関するものについては、九州財務局長のほか、当該受託者事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 前項の規定により受託者事務所に対して立入検査を行った財務局長又は福岡財務支局長は、基金の事務所又は当該受託者事務所以外の受託者事務所に対して立入検査の必要を認めるときは、基金の事務所又は当該受託者事務所以外の受託者事務所に対し、立入検査を行うことができる。</p> <p>（鹿児島県が処理する事務）</p> <p>第二十六条 法第四章及び基金に係る通則法の規定に基づく主務大臣の権限（第二十四条の規定により内閣総理大臣に委任されたものを除く。）に属する事務のうち、通則法第六十四条の規定による基金に対す</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（鹿児島県が処理する事務）</p> <p>第二十四条 法第四章及び基金に係る通則法の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務のうち、通則法第六十四条の規定による基金に対する報告徴収及び検査に関するものは、鹿児島県知事が行う。ただし、</p>

る報告徴収及び立入検査に関するものは、鹿児島県知事が行う。ただし、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

第二十七条 (略)

主務大臣が自ら行うことを妨げない。

(書類の提出)

第二十五条 基金が提出する認可に関する申請書その他法若しくは通則法又はこの政令に基づき主務大臣に提出する書類は、鹿児島県知事を經由して提出しなければならない。

(事務の区分)

第二十六条 前二条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二十八条 (略)

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
政令	事務	政令	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）	第二十六条及び第二十七条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）	第二十四条及び第二十五条の規定により鹿児島県が処理することとされている事務
(略)	(略)	(略)	(略)